

## 公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

### 役員報酬及び費用に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、定款第29条第3項の規定に基づき、本協議会役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第24条の規定に基づき社員総会の決議によって選任された役員のうち、本協議会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤以外の役員である者をいう。
- (4) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号に定める報酬、賞与（特別手当）その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（退任慰労金）であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

第3条 本協議会の常勤役員報酬額は無償とする。

2 本協議会の常勤役員退職金の額は無償とする。

#### (費用)

第4条 定款第29条第2項に規定する費用は、原則、本協議会及び不動産公正取引協議会連合会の総会、理事会その他これらに類する会議への出席旅費等とし、理事会が別に定める旅費支給規程の定めるところにより支給するものとする。

#### (公表)

第5条 本協議会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものである。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成19年3月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会の設立の登記の日から施行する。